

すみだ高齢者見守りネットワーク事業におけるひとり暮らし高齢者等の個人情報に係る本人外収集、目的外利用及び外部提供について（概要）

1 事業の意義

介護保険法においては、高齢者が地域で自立した生活を営むことを可能とする地域包括ケアシステムの構築が、国及び地方公共団体の責務として規定されている。医療、介護、予防、住まいと並んで「見守り」等の生活支援が高齢者を支える重要な取組として位置付けられている。

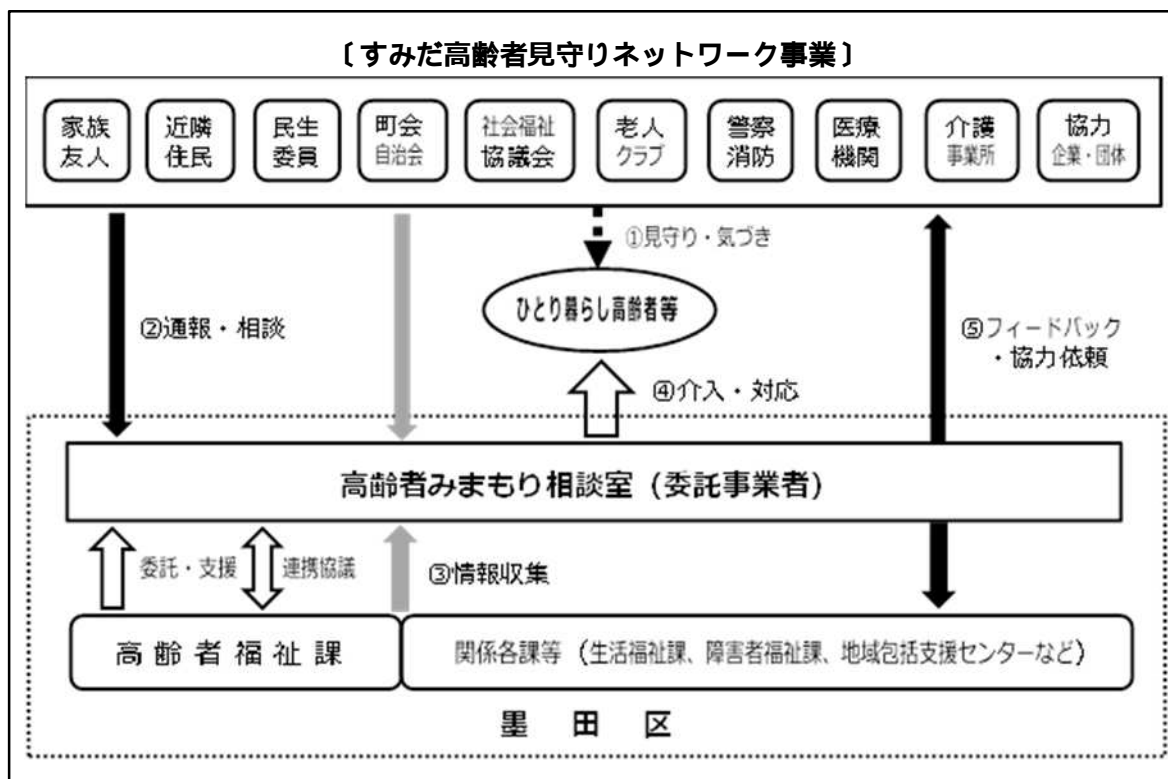
「見守り」は、住民同士で支え合う互助の取組であるが、急速な高齢化の中、地域におけるつながりの減少や家族関係の希薄化が進み、地域の支え合い機能は低下している状態である。こうした中、住民同士がさりげなく気遣い合い、困ったときに遠慮なく助けを求められるような地域社会づくりが必要であり、地域の誰もが見守りに関する意識をもつことが大切である。

高齢者みまもり相談室が、日々のさりげない「見守り」の中で、支援を必要とするひとり暮らし高齢者等の情報を集めることによって、「見守り」のネットワークの網の目が細くなり、異変を早期に発見し、関係各所に適切につなげていくことができ、ひとり暮らし高齢者等が孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくことができる。

2 諮問の趣旨

高齢者みまもり相談室が、地域の関係者・団体等と連携しながら「見守り」のネットワーク構築を進めるに当たり、本人以外から本人に関する個人情報を収集すること、関係各課等との間で、関係各課等の他の業務又は他の事業において収集した本人に関する個人情報と高齢者見守りネットワーク事業において収集した本人に関する個人情報を互いに利用し合うこと、関係各課等の他の業務又は他の事業において収集した本人に関する個人情報を外部へ提供することが想定されるため、本事業における本人外収集、目的外利用及び外部提供について、運営審議会の意見を聴き、適切な個人情報の取扱いを確保する。

3 事業の概念図



4 本人外収集、目的外利用及び外部提供の内容

運営審議会諮問事項調書のとおり

なお、高齢者みまもり相談室が本事業の実施に当たり、関係各課等から収集せずに、地域の関係者・団体等から収集した情報をもとに本人へ対応した結果等を地域の関係者・団体等へ提供することは、本事業における目的内の提供と整理し、今回諮問の対象とはしていない。

5 個人情報の安全管理

(1) 高齢者みまもり相談室の情報管理

ア 本事業において収集した個人情報は、地域包括支援センター支援システム（以下「支援システム」という。）において管理する。

イ 支援システムを使用する際には、パスワード管理等必要な体制をとり、離席時には支援システムを終了させるなど、個人情報の適正な管理に努めさせる。

(2) 外部提供先への措置

外部提供に当たっては、以下の事項を厳守するよう、外部提供先に要請する。

ア 提供を受けた個人情報を、本事業における活動以外の目的で利用することを禁止する。

イ 提供を受けた個人情報を第三者へ提供することを禁止する。

6 本人通知

高齢者みまもり相談室の職員が、本人と面会した際に口頭で通知することを原則とするが、認知症又は意識不明瞭等本人の意思を確認できない場合、又は通知することにより、今後の本人への支援や関係者との信頼構築に支障を及ぼすおそれがある場合は通知しない。

7 事業の根拠規程

- (1) 墨田区高齢者みまもり相談室事業実施要綱
- (2) すみだ高齢者見守りネットワーク事業実施要綱